

1 監査の結果に対する改善措置

(1) 薬品及び診療材料

(監査の結果)

棚卸資産につき不足があることを発見した場合は、その原因及び現状を調査し、物品管理者に報告することになっているが、実施されていない。

(改善措置)

現行の棚卸の実施方法では、棚卸資産の不足量の正確な把握が難しいことから、薬品や診療材料等の物品について、病院内の一連の流れをコンピュータにより一元的な管理を行う「物品管理システム」の導入を検討することとする。

(2) 人件費支出

(監査の結果)

精神医療センターにおいて、平成12年6月の非常勤職員の報酬に係る源泉所得税の計算に際し、43人中3人に源泉徴収税額表の見誤りがあった。

(改善措置)

平成12年12月の年末調整において、当該職員にかかる所得税額の調整を行い、誤った税額についての過不足を精算した。

(3) 医業収益

(監査の結果)

① がんセンターにおいて、平成12年6月分の国民健康保険・社会保険の報酬請求額で、過年度として会計処理されている中に当年度分が含まれていた。

② 精神医療センターにおいて、未収金の総勘定元帳の合計と未収金明細の合計は一致していたが、内訳の当年度、過年度区分の額は一致していなかった。

(改善措置)

① 平成13年2月に、発生年度を確認し、現年度分は現年度収入、過年度分は過年度収入として訂正した。

② 財務会計システムの入力時に、未収金に係る当年度・過年度の区分を誤ったためであることが判明したので、修正入力を行った。

(4) 負担金

(監査の結果)

収益的収入として受け入れている負担金のうち、高度医療機器に関する企業債元利償還金の元金部分については、資本的収入の負担金とするのが妥当である。

(改善措置)

平成12年度2月補正予算から、高度医療機器に関する企業債元利償還金の元金部分に係る負担金については、受け入れを廃止した。

2 監査の結果及び意見を参考とした改善措置

(1) 薬品及び診療材料について

ア 納品書への確認印の押捺について

薬品等の納品に際し、納品書の提出があった場合には、その收受の事実を証明し、責任の所在を明確にするために、確認印の押捺の徹底を図ることとする。

イ 保険請求数量と棚卸払出し数量の照合について

物品管理システムの導入を検討し、保険請求数量と棚卸払出し数量との照合につ

いて、精度を高めていくこととする。

なお、小児医療センターにおける注射薬を含めた未使用の医薬品については、返品伝票を添えて薬剤部に返納することを徹底するとともに、薬剤部で定期的に病棟を巡回し、未使用医薬品の確認等を行い、適正な管理に努めることとする。

ウ 薬品・診療材料関係規定の整備について

物品管理システムを検討する中で、棚卸経理を行う対象項目及び対象範囲の拡大について検討を行うこととする。

また、物品管理システムの導入に際しては、「棚卸実施要領」を制定することとする。

なお、実地棚卸の回数については、物品管理システムの導入に合わせ、年1回行うこととする。

(2) 人件費（退職給与引当金）について

退職給与引当金に係る引当不足額への対応について検討を進めることとする。

(3) 経費（委託料、賃借料）について

単価契約については、納品書の照合の実施について徹底を図ることとする。

また、委託契約、役務提供契約等で随意契約で行っているものについては、業務内容を検討のうえ、できる限り一般競争入札、指名競争入札への移行を図っていくこととする。

(4) 固定資産について

入札に際しては、予定価格の設定に当たりより広く情報収集を行うほか、参加業者を拡大するなど、改善に努めることとする。

また、固定資産台帳及び貸借対照表の正確性を期すため、年1回の点検を実施することとする。

(5) 医業収益について

ア 検査伝票等の取扱について

検査伝票等の紛失を避けるとともに、患者の待ち時間の短縮を図るため、伝票の代わりにコンピュータにより指示を行う「オーダーリングシステム」の導入を検討することとする。

イ 窓口現金の引継について

窓口現金の受け渡しについて、その手続の方法及び引継簿の様式を群馬県病院事業財務規則において規定することとする。

ウ 納入通知書の管理

がんセンターにおいては、納入通知書（領収書）を事務局医事課で保管し、窓口には置かないこととした。

エ 収益の計上方式について

日々の入金額を仮受金として伝票入力し、収益の計上について月1回収入調定する会計処理を検討することとする。

(6) 負担金について

多額の負担金が一般会計から繰り出されていることを、すべての職員が常に意識し、より効果的、効率的な病院運営に努めることとする。

(7) 病院運営全般について

県立病院の意義、診療実績、運営状況について広報紙・ホームページ等の媒体を通じてわかりやすく情報提供を行い、県民からの理解を得られるよう努めることとする。

また、外部委託や医療スタッフの病院間の異動体制の整備を進めることとする。

さらに、小児医療に係る診療報酬体系の改善について、国に対して引き続き要望を行う。